

県立病院ではたらく仲間をつなぐ

2024. 11. 15

No.180

病院組合ニュース

愛知県病院事業庁職員組合
〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町36番31号
電話(052)212-8031 FAX(フリアクセス)0120-930-340
メールアドレス byoin@aichikenshoku.gr.jp
発行責任者 亀井祐介

令和7年度当初予算計画に関する要求「統一要求」の回答出される!!!!

11月11日アイリス愛知において、病院事業庁交渉を行い、令和7年度当初予算計画に関する要求「統一要求」の回答がありました。

要求内容	回答
I 統一要求	
1 人員・組織・機構に関する要求	
(1) 特定行為・認定・専門の有資格者が専従として活動するため、定数を増員すること。	看護師の有資格者の定数化については、診療報酬上の役割を考慮のうえ定数化している。
(2) 正規職員、常勤再任用職員から非常勤職員、短時間再任用職員へ見直す場合は職員への負担とならないようにすること。	再任用職員及び一般職非常勤職員等の配置については、業務量を勘案し適切に対処していきたい。
(3) 育児短時間勤務等について、本人が取得しやすい職場づくりをするとともに、他の職員へ負担とならない人員配置とすること。	育児短時間勤務等に伴う代替については、短時間勤務職員の任用等により、業務への支障がないよう努めていきたい。
(4) 年度途中の産休・育休に伴う代替職員を速やかに配置すること。 また、男性の育児休業等の育児参加環境をより促進させるため、環境を整えること。	年度途中の産休・育休に伴う代替職員については、患者数の状況も勘案しながら確保に努めていきたい。
(5) 産休・育休取得者、育児短時間勤務者や育児時間・部分休業取得者に関する定数の考え方を改善すること。	要求があったことは承知する。代替者の確保については、引き続き、業務への支障がないよう努めていきたい。
2 賃金・手当に関する要求	
(1) 手術室勤務看護師に危険手当を支給すること。	現状どおりとしたい。
(2) 催奇形性を有する薬剤などを調剤する際の特務手当（危険物取扱手当、日額270円）を小児センター薬剤部にも支給すること。	別途、回答することとしたい。
(3) 特定行為研修修生の看護師の特定行為に対して、資格手当として月額5千円を支給すること。	現状どおりとしたい。
3 昇任・人事評価制度に関する要求	
(1) 評価結果のフィードバックについては、必ず管理職が面談を行い、評価者の一方的な伝達とせず、十分な説明を行うとともに、被評価者の意見も聞くなど納得が得られるものとし、職員の確実な人材育成につながるものとなるようにすること。	職員の人材育成につながるよう適切に対応していきたい。

手当関係の要求に対する回答説明では、「まず、職場（病院）からの要求がされていないものを本庁で要求にこたえることはできない」とありました。

手術室看護師の危険手当と特定行為研修修生の資格手当については、職場からの要求が出ていないとのことですが、所属長交渉のうちに病院事業庁に要求を出

しているので、所属からの要求が無いが重要な認識としていない要求という流れになると考えます。

次は職員の給料等に
については、地方公務員法の第24条第2項に「職員の給与は、（略）：国及び他の地方公共団体の職員：（略）：を考慮して定められなければならない

